道路の位置の指定 (建築指導課).....

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度 (森林整備課)....

(定期)

目

次

平成 22 年 6月1日 (火曜日)

県報の正誤 (平成二十一年九月二十五日山口県報の別冊).......

土地改良区役員の届出 (農村整備課).....

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

Ξ

Ξ

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)

Щ

П

山口県告示第二百三十一号

である。 法律第二百四十九号) 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおり 平成二十二年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年

平成二十二年六月一日

水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

山口県知事

_ 井

関

成

長門市	萩市	阿武町	区る位同 域集と一 団さの のれ単	1
_ 八 二 八	二七・三八	四・三〇	(< / / / / / / / / / / / / / / / / / /	がって できれ
下松市	防府市	宇部市	区る位同 域集と一 団さの のれ単	
= <u>:</u> ;	三・九〇	0	(ヘクタール) では、	
柳井市	平 生 町	上関町	区る位同 域集と一 団さの のれ単	
二· O七	0.41	九・〇四	(ヘクタール) の限度 積で 積で できずべ	
		島周町防大	区る位同 域集と一 団さの のれ単	
		五八	(ヘクタール) の限度 ひまでは (本)の では (本)の できませる (本)の できません (本)の できまな (本)の できな (本	

-																		
	長門市	萩	阿武	区る位同 域集と一 団さの のれ単	_	大	錦	由宇	田布施	徳	佐	椹	厚東	豊	大	橋	冏	る同集一
	市	市	町		魚 つ t	島	Ш	Л ~	施 川 ~	Щ	波	野)]] }	浦	津	本	北	る集団の区域の単位とされ
	八	二七	四	(へのき許のと) のきます できます (人のきます) できまます (人のきます) できます (人のきます) になった (人のきます) にな	き保安林	地	下	柳井	島田	地			厚 狭	地	地		地	域とさ
	· 三 八		· = 0	へクタール) い B R B B B B B B B B B B B B B B B B B	林	X	流	川	Ш	Σ σ±-) 	川	<u> </u>	区	X	 	区	-
1				区ろ位同		大島郡	び国岩 美市国 和並市	* #17 1	郡け光 上る市 関能	1 - 1 + t/\	波山 郡口 徳市	須口山 町市口 の並市	宇部市	下 関 市	長門市	る十域び萩の五にに市の日間の	る田林 。万市)川へ	行
	下松市	防府市	宇部市	域集とののれ単		郡周防	東和町の四部でである。	学(柳町平	町毛周、郡南	に徳間	地(町平	区びへ 域に平	美祢	1,5	1 5	にる武平	町平阿、成	政
1	ılı	כןו	ılı			大島	区以及	升 市牧士	田熊巾布毛へ	る。小田	区十	に吉成限敷十	祢 市			けつ川十	武須十 郡佐七	μχ :
	≡	Ē	0	への限皆可を度伐を		囲丁	でである。村へのである。	切八 町年 乃三	施町平 町の成 及区十	(부터	域に限力	る郡七 。秋年)穂九	山 陽			阿山代告	門町生武及日	単
	三八	九〇		(^ / p = n) で い に に に に に に に に に に に に に			\sim \pm	び月周十	び域五平に年	市十	- 九月三十 ・	町月 小十	小 野			郡(つ五日)	でいる。	位
1			上関	区る位同 域集と一			錦九 玖町日 河 に	東九町日のに	び軍に関する。	び年都四川濃月	十日に	小十 郡日 町に	田 市			一) (平成十七年三月五日におけて「東京の一大田になっ) 山口市(平成二十に阿武郡川上村、むつみ村及びに阿武郡川上村、むつみ村及びに阿武郡川上村、おつの一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田の一大田	木村のけおけ	⊠
	柳 井 市	平 生 町	関町	域集と一切なののれ単			郡美お和川け	い 区 対 け		郡二	府お市け	及お びけ				の十分け 区二旭る 域年村萩	区る 域阿	1+
1				~のき許			木町る 町及岩	にる限玖	態に	野白町に	を	阿る知山				に一の市 限月区並	に武限郡	
	二·0七	0	九	へクター: の度伐を でする。			П			=	七	_	六	=	=	Л		(安水へ大林源のま)
	t	生	〇 四	一ル)積で			四 九 九	— 四		上 九 五	_ _	六六	六四五	五五五	三六九	八三六・	五七	クトルの計
			島周町防	区る位同域集と一団さの			六五	・六六		· 九 五	t	四四	三六	· 九	六四	八	•	クタール)の限度の限度
1			7, 汽	団さののれ単			力			力	七	八		五	<u> </u>		ഥ	
			_	(ヘクター) のき許可ををする			- 〇 六	=	六〇	五七	三〇六		_ 〇 六	六八	三八		一七九	(ヘクタール 保安林 出防部 はの
			五	III IAI 9 I		六 ・ 九			五	一 一 八	•		$\hat{}$	· ·	ハ・ 九 九	•	•	ゴル) 出り 積
1			八	少積べ		八	六三	八	八	九	六二	≣	Й	Й		八 五	<u>二</u> 七	<u></u> 1/⊞
-																		

報

Ξ 保健保安林

一二・六六

周南市

O·五 〇

岩国市

二.〇六

る集団の区域同一の単位とされ

県 面積の限度許可をすべき皆伐 一三四・七四 ヘクタール)

Щ

山口県告示第二百三十二号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十二年六月一日

山口県知事 井 関 成

地まの山先で一陽	를 地
	,
――野田 一一田 九九市 五四大 のの字	及
及か川びら字	び
九九二	· · 番 - I
四四一 のの力 九九四	地
四 •	幅
四・〇~六・〇	(メートル)
0	ル)員
	延
_ 	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
九六六	(メートル)
t	(平る道
t-t・O	大井の一大土地の面地
O E	ートル) (地とな

Щ

П

(一七二) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により、次の

及び岩国市周東総合支所において公衆の縦覧に供します。 ら同年十月一日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月一日か 山口県商工労働部商政課並びに岩国市産業振興部商工振興課

平成二十二年六月一日

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

氏名又は 名 称 住

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

所

代表者の氏名

大規模小売店舗の新設をする日

兀 平成二十三年一月十一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 、六四四平方メートル

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

五七台 駐車場の収容台数

駐輪場の収容台数

二〇台

荷さばき施設の面積

五〇平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

| 一立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 氏名又は名 称

株式会社コスモス薬品

開店時刻

閉店時刻

午後一〇時

午前一〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで

五箇所 駐車場の自動車の出入口の数

第 2161 号 八

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前零時から午後十二時まで

届出年月日

平成二十二年五月十日

(一七三) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年六月一日

山口県知事

=

井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・モール周南、星プラザ 下松市中央町二|番三号

当該意見は、平成二十二年六月一日から同年七月一日までの間、

山口県商工労働部商

市から意見を聴きました。

二十二年一月十五日山口県公告 (一〇) に係る大規模小売店舗について次のとおり下松

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

(一七四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月一日か 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 次の

おいて公衆の縦覧に供します。

ら同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業経済部商業観光課に

平成二十二年六月一日

山口県知事 _ 井 関

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 西恩田商業施設

所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

П

会社三菱UFJ信託銀行株式 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 所

岡内

欣也

代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

Щ

う者の閉店時刻大規模小売店舗に 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 株式会社岩崎宏健堂 午後八時 変 更 前 午後九時 変 更 後

兀 届出年月日

平成二十二年五月二十日

五 変更年月日 平成二十二年六月一日

成

所在地 名称

意見の概要

特に配慮を求める事項はない

(一七五) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、土地

平成二十二年六月一日

山口県知事

=

井 関

成

就任した役員

土地改良区の名称

周南市佐畑土地改良区

理

監理 事事 の 別

氏 名

住

所

事 西郷 愛子 周南市大字戸田四七一三

正 誤

平成二十一年九月二十五日山口県報の別冊

ページ

平成22年6月1日	火曜日	Щ П] 県	報	(定期)	第 2161 号
有限会社 BIS音楽出版 株式会社富士商 块式会社宣輸機工株式会社 河崎運輸機工株式会社 酒井酒造 柏原塗装工業株式会社 西本貿易株式会社 医療法人河野小児科 西原庸介商店	(奇阿者の名称) 新光産業株式会社 株式会社元山商会 株式会社中国警備保障 時盛建設株式会社 有限会社ピラミッド	(ブ) 10万円未満のもの合計(音附の内訳](ブ) 法人その他の団体からの寄附	計部自の文字を	イ 寄附 (ア) 寄附(内訳別掲) a 法人その他の団体からの寄附 b 政治団体からの寄附	/ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7 1
東京都港区 山陽小野田市 岩国市 岩国市 岩国市 岩国市 共国市 岩国市 共国市	(事務所の所在地) 宇部市 宇部市 岩国市 光市 東京都港区	(事 86 円) 口 41 年 2	寸金に係る収入	4		誤
200,000 220,000 100,000 100,000 100,000 100,000 100,000	(新 強) 100,000 150,000 100,000 100,000 200,000	CJI	38, 820,000 16,000,000	5,420,000 33,400,000	55, 211, 169 12, 874, 852 12, 879, 000 429, 000 380	68,086,021 12,733,514 55,332,507
(ア) 客附(内訳別掲) (ア) 客附(内訳別掲) (ネ 法人その他の団体からの寄附 (カ 政治団体からの寄附 小 計 客附合計 ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (ア) 自由民主党本部 エ その他の収入	(3) 翌年繰越額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 個人の負担する党費又は会費 (人 数)	(1) 収入総額ア 前年繰越額イ 本年収入額(2) 支出総額	から、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、おり、これをおります。	株式会社浜松パイプ株式会社スニック株式会社ガンシン株式会社ガンシン長沢建設株式会社	丸生運輸株式会社 株式会社カナオカ 宇部興産株式会社 ヤンマー株式会社 徳州精工株式会社 株式会社ベルアート	医療法人河野医院岩国産業運輸 岩国産業運輸 株式会社白井ビル 株式会社セントラル硝子 UMG-ABS株式会社 株式会社サンマネジメント 湯野建設株式会社
付金に係る収入			正 位 回 言	韓岡県韓田市 岩国市 岩国市 上陽小野田市	京都府京都市東京都台東区東京都省区東京都港区大阪府大阪市大阪市大阪市市静岡県浜松市静岡県浜松市	大阪府四条畷市 岩国市 岩国市 東京都千代田区 東京都中央区 岩国市 岩国市

70,186,021 12,733,514 57,452,507 55,211,169 14,974,852

100,000 30,000 5,420,000

100,000

100,000 500,000 100,000 100,000 200,000 100,000 100,000

100,000 120,000 500,000

100,000

7,520,000 33,400,000 40,920,000 40,920,000

429,000 380

16,000,000

500,000

小 計	その街	小林興業株式会社	長沢建設株式会社	株式会社ガンシン	株式会社スニック	株式会社浜松パイプ	株式会社ベルアート	遠州精工株式会社	ヤンマー株式会社	宇部興産株式会社	株式会社カナオカ	丸生運輸株式会社	湯野建設株式会社	株式会社サンマネジメント	UMG-ABS株式会社	株式会社セントラル硝子	株式会社白井ビル	岩国産業運輸	医療法人河野医院	西原庸介商店	医療法人河野小児科	西本貿易株式会社	柏原塗装工業株式会社	酒井酒造	河崎運輸機工株式会社	株式会社富士商	有限会社BIS音楽出版	有限会社ピラミッド	時盛建設株式会社	株式会社中国警備保障	株式会社元山商会	新光産業株式会社	(寄附者の名称)	(ア) 法人その他の団体からの寄附	[寄附の内訳]		(ア) 10万円未満のもの
		岩国市	山陽小野田市	岩国市	岩国市	静岡県磐田市	静岡県浜松市	静岡県浜松市	大阪府大阪市	東京都港区	東京都台東区	京都府京都市	字部市	岩国市	東京都中央区	東京都千代田区	岩国市	岩国市	大阪府四条畷市	大阪府天王寺区	大阪府豊中市	東京都港区	岩国市	岩国市	岩国市	山陽小野田市	東京都港区	東京都港区	光市	岩国市	宇部市	字部市	(事務所の所在地) (金				
7,520,000	[2,130,000]	100,000	500,000	100,000	100,000	100,000	200,000	100,000	100,000	500,000	100,000	100,000	100,000	100,000	500,000	120,000	100,000	100,000	500,000	100,000	300,000	100,000	100,000	100,000	100,000	220,000	200,000	200,000	100,000	100,000	150,000	100,000	金 額)			55,352,507	103,507

平成二十二年六月一日発行平成二十二年六月一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁